

## 処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の15第2項
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業の廃止命令
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の13第1項において準用する第28条第1項・第2項（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準」のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：